

幕別町消費者被害防止

ネットワークニュース

第6号 平成28年9月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

調べて欲しいことはありませんか？ ～商品テスト～

「商品テスト」とは、ある商品を性能・耐久性・安全性などのさまざまな角度からチェックするものです。先日のテレビドラマでも話題になりました。北海道立消費生活センターでは、食品の塩分量や成分検査、電気製品の事故の原因究明や繊維の色落ちテストなど、皆さまから寄せられた依頼に基づいて、さまざまなテストが行われています。

ご希望の方は、まず幕別町消費生活センターにお問い合わせください。製品の状況を確認した後、北海道立消費生活センターの商品テストグループに依頼いたします。

なお、テストは無料ですが、送料は自己負担です。



また、幕別町消費生活センターでは、製品事故の情報も受け付けています。情報が集まれば、皆さまに周知をして、次の事故が防げるかもしれませんし、製品の改善にも役立ちます。「あの製品を使用してケガをしてしまった（やけどをしてしまった）」「使用中に火が出た」「買ってすぐ壊れてしまった」などの情報もお寄せください。

特殊詐欺被害防止

「とがち」の合言葉

- **と**りあえず
- **か**ぞくに相談
- **ち**じんに相談

北海道内では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」など高齢者を狙った詐欺被害が相次いで発生しています。実際に被害に遭われた方、詐欺の予兆と思われる電話がかかってきた方など多くの相談が警察署に寄せられているそうです。

帯広警察署では、皆さんが詐欺被害に遭わないための「合言葉」を考案されましたのでご紹介します。お金に関する怪しい電話がかかってきたら、必ず家族や知人に相談しましょう。

帯広警察署 ☎0155-25-0110

最近の相談事例【お試しのつもりが定期購入に?】 -消費生活センターから-

Question (質問)

「スマートフォンで広告を見て、サプリメントのお試し500円を申し込んだ。商品が届き、代金を振り込んだ。1ヵ月後、同じ商品が届き4000円の請求書が同封されていた。業者に問い合わせると、「お試しの商品は4回の定期購入が条件になっており、解約できない。広告にも記載している」といわれた。しかし、定期購入とは知らずに申し込んでおり、注文の取り消しと商品の返品をしたい。商品は未開封です。

どうしよう!?



©KANAGAWA2013

Answer (回答)

消費生活センターで、広告画面を確認したところ、返品については「お客様都合の返品はご容赦ください」と表示があり、広告の画面にも、最後に注文を確認する画面にも、「お試しは定期購入が条件」と記載されていました。ただし、「お試し500円」の記載より、かなり小さな文字で書かれていて、わかりにくい表示でした。

センターから、業者に「定期購入が条件と記載されていることに気づかず、一度だけのお試しのつもりで申し込んだ」と主張し解約の申し出をしたところ、初回の500円のみで2、3、4回目については解約になり、すでに届いた商品は、送料負担で返品することになりました。

インターネット通販やテレビショッピングなど、自宅で気軽に注文できる通信販売の利用は年々増えています。通信販売には、訪問販売のようなクーリング・オフ制度（無条件解約）はありません。業者が表示している返品条件に従うこととなります。

「お試し」や、「初回無料」ということばに惑わされて、すぐに申し込むことなく、最後まで広告を読み、購入や返品の条件等を確認してから購入を決めましょう。また、スマートフォンは画面が小さく、注文時の記載内容を確認しにくいケースもありますので、特に注意しましょう。



©KANAGAWA2013

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内福祉センター
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター